

## 2024 年 10 月スタート！ 従業員数 51 人以上の企業が対象の「社会保険の適用拡大」を解説！



2024 年 10 月 1 日より、社会保険加入に関する法改正が行われます。こちらは、従業員規模により 2016 年から開始されている内容ですが、今回は、従業員数が 51 人以上の企業が対象となります。対象企業の皆さまはすでに準備を始めているかもしれませんが、本コラムでは、改めてその詳細についてお伝えいたします。

### 「対象企業」「加入対象者」新たな適用範囲を整理しよう！

まずは、今回の「対象企業」について確認しましょう。

【従業員数の数え方】(A) + (B) の合計

(A)：フルタイムの従業員数

(B)：週労働時間がフルタイムの 3/4 以上の従業員数 ※従業員には、パート・アルバイトを含む。

(A) + (B) の合計が「従業員数」となり、51 人以上の企業が対象です。全従業員数とは異なるので、お気を付けください。

「加入対象者」については、下記〔1〕～〔4〕をすべて満たすパート・アルバイトの方です。

【加入対象者】

〔1〕 週の所定労働時間が 20 時間以上

〔2〕 所定内賃金が月額 8.8 万円以上 ※基本給及び諸手当を指す。残業代・賞与等は含まない。

〔3〕 2 ヶ月を超える雇用の見込みがある

〔4〕 学生ではない ※休学中や夜間学生は加入対象となる。

### 企業側が準備すべき内容は？

次に、「対象となる企業は、何を準備すべきか？」を整理しましょう。

【企業側の準備】

〔1〕 加入対象者となる従業員の把握

〔2〕 加入対象者となる従業員への連絡、説明(本人の意向を確認)

〔3〕 社会保険料の算出

〔4〕 書類の作成や届出などの手続き

〔2〕 加入対象者となる従業員への連絡、説明(本人の意向を確認)は、社会保険の加入対象者であることを知らせた上で、「加入のメリット」を伝えます。その後、本人の希望をヒアリングすることで、労働時間の延長や正社員登用など、新たな提案をすることも可能になるでしょう。

### 【社会保険に加入するメリット】

1 老齢年金の充実…基礎年金部分に加え、報酬比例部分が上乗せされる。

2 障害年金の充実…怪我や病気により仕事や生活が制限された場合、保障される幅が広がる(軽度な障害でも保障が充実)。

3 遺族年金の充実…亡くなった場合、遺族基礎年金に加えて、遺族厚生年金が上乗せされる。

4 医療保険の充実…傷病手当金(病休期間中、給与の 2/3 相当を支給)や、出産手当金(産休期間中、給与の 2/3 相当を支給)が受け取れる。

### 「130 万円の壁」対応とは？

ところで、社会保険加入の対象となる皆さまは、今回の件をどのように捉えているのでしょうか。「安定を得ることで、働くモチベーションが上がる」「保障が充実することで、将来への不安が軽減された」など、前向きな声を聞くこともあります。

一方、パート・アルバイトで働く方が意識しなければならないのが「年収の壁」です。先日も、飲食店を経営する知人からこんな話が！「昨年末は繁忙期なのに大変でしたよ。頼りにしている従業員から、『年収が、もうすぐ 130 万円を超えてしまいます。働く気持ちはありますが、今年は、もう働けません』と言われてしまって……」(130 万円を超えると配偶者の扶養から外れてしまうため、国民年金・国民健康保険の加入が必要となります)。

このような状況は、人手不足を加速させるだけでなく、働く人の意欲さえも抑え込んでしまう残念な事態です。

そんな中、政府は 2023 年 10 月より(※)「年収の壁・支援強化パッケージ」を開始。これにより、繁忙期などで一時的に年収が増えたとしても、事業主が「収入が増えたのは一時的である」と証明することで、引き続き扶養内での勤務が可能となりました(ただし、将来的に収入が上がる事が明らかな場合などは、本制度の対象外)。

(※)「年収の壁・支援強化パッケージ」詳しくは、厚生労働省のホームページ等をご覧ください。

URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)

今回は、2024 年 10 月開始の「社会保険の適用拡大」を中心にご紹介しました。いずれにしても対象となる企業の皆さまには、保険料の企業負担分を確保しておくこと、加入対象となる従業員と個別に話す場を設けるなど、重要な事前準備が発生します。特に本人への意向確認は、働く“ヒト”に関わる大事な部分です。コミュニケーションの時間をしっかりと確保した上で、慎重に進めてゆきましょう。(特定社会保険労務士 山崎 香織)

山崎氏の事務所 HP はコチラから→

